

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

- 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の改正に伴い、次の各省令について、所要の整備を行うこととする。
 - (1) 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
 - (2) 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
 - (3) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵省・自治省令第 1 号）
 - (4) 消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）
 - (5) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省令第 96 号）
- 2 この省令は、令和 6 年 7 月 1 日から施行することとする。（附則関係）